

吸収合併公告

平成 26 年 5 月 9 日

株主及び債権者各位

大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 5 号
株式会社プロルート丸光
代表取締役社長 前田 佳央

当社は、平成 26 年 5 月 2 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 21 日を効力発生日として、当社を存続会社とし、大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 5 号 株式会社グローバルルート（以下、「消滅会社」という。）を消滅会社として吸収合併を行うことを決議しました。効力発生日をもって当社が消滅会社の権利義務全部を承継して存続し、消滅会社は解散することとなりますので下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収合併を決定しております。また、当社は消滅会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. この吸収合併に異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。
2. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
3. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で株式買取請求をされる株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
株式会社グローバルルート

掲 載 紙 官報

掲載の日付 平成 26 年 3 月 13 日

掲 載 頁 76 頁（号外第 52 号）

以上